

さるびあタウン生命共済 共済金請求手続きの流れ

★こんな時には共済金を請求してください。

- ・ **加入者様がお亡くなりになった。**
 - ・ 病気で亡くなった場合も事故や災害で亡くなった場合も支払われます。
- ・ **加入者様が事故や病気で回復が見込めなくなった。**
 - ・ 高度障害共済金の対象となりますので、下記：共済係へご連絡ください。
- ・ **加入者様が不慮の事故や災害が原因で入院した。**
 - ・ 5日以上入院した場合、入院日数分(120日限度)の傷害入院共済金が支払われます。
- ・ **加入者様に不慮の事故や災害が原因で障害が残った。**
 - ・ 障害等級(1級~6級)により、後遺障害共済金が支払われます。
 - ・ 詳細は下記：共済係へお問い合わせください。



★共済金請求書をご記入の上、必要書類を確認下さい。

＜ご注意ください＞

- ・ 死亡共済金の受取人は**配偶者等のご遺族様**となります。
- ・ 傷害入院・高度障害・後遺障害共済金の受取人は**加入者様ご自身**となります。

*「PDF」共済金請求書を貼り付け

*「PDF」共済金請求書記入見本を貼り付け

★共済金請求書と必要書類を同封して、下記：共済係まで郵送ください。

- ・ 記載内容ご確認の上、ご不明な点がございましたら、共済係までお問い合わせください。

※ 共済金請求書等送付先 : お問合せ先 (制度引受元)

「友愛共済協同組合:共済係」

〒130-0026 東京都墨田区両国 4-37-2 TKFビル 4階

TEL 03-3634-7858 FAX 03-6908-7611

お問合せ受付時間 平日 10:00~17:00

Mail : yuai-k@abeam.ocn.ne.jp